

## 国民健康保険税の納付について

### ●納税通知書の送付

令和2年度の国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主に7月中旬にお送りします。本年度の税率は昨年度と変更ありませんが、6月広報でお知らせしましたとおり最高限度額と軽減措置の基準が変更されました。

### ●保険税の納期

普通徴収（納付書や口座振替）でお支払いいただく方の納期は9回です。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	3/31

※ 国民健康保険税の納付は安心して便利な口座振替をお勧めします。振替口座は、市内に支店のある市内金融機関の口座が利用可能で、①国保医療課または税務課窓口キャッシュカード（但馬銀行は除く）をお持ちいただくか、②金融機関窓口に通帳使用印をお持ちいただくことで、振替手続きができます。また、今年度からスマートフォンのアプリ決済による納付が可能となりました。詳しくは、ホームページをご覧ください。

【特別徴収】年金からの天引き納付対象の方は、偶数月に支給年金から天引きされます。

## 国民健康保険税の減免について

所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が著しく困難なとき、災害で家屋に大きな損害を受けたときなどには、申請により国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

### 【臨時特例措置】

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたなどの場合、申請により減免を受けることができます。減免の対象となる世帯は以下のとおりです。

- ①主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯
  - ②主たる生計維持者の事業収入等（事業、不動産、山林または給与収入）の減少が見込まれ、以下の要件のいずれにも該当する世帯
    - ・主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年のその収入の3割以上であること
    - ・主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
    - ・主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※減免の対象となる国民健康保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものです。

## 限度額適用認定証の更新について（国保）

限度額適用認定証は8月1日に更新されます。認定証を提示すれば、1カ月にかかる医療機関での支払いが、自己負担限度額までで済むようになります。引き続き利用される方や、新たに希望される方は申請してください。

- 申請時期／7月6日（月）から
- 必要なもの／被保険者証、印鑑
- 申請場所・問合せ先／市役所1階国保医療課☎42-8721

## 高齢受給者証の更新について（国保）

高齢受給者証は8月1日に更新されます。国民健康保険の加入者で70～74歳を対象に、被保険者証とは別に高齢受給者証が交付されます。医療機関にかかられる際、被保険者証と一緒に窓口で提示していただくものです。新しい高齢受給者証は、7月下旬に送付します。

●問合せ先／国保医療課☎42-8721

## 国保財政健全化のために・・・

- ・病気の早期発見・予防のため、年に一回、特定健診やがん検診を受けましょう。7月から町ぐるみ健診が始まります。また、市内の指定医療機関で、健診を受けることもできます。なお、20歳以上の国保加入者の方は、無料で特定健診を受けられますので、ぜひ受診のほどお願いいたします。受診方法等の詳細はお気軽に国保医療課までお尋ねください。
  - ・かかりつけ医に相談の上、ジェネリック医薬品の利用をご検討ください。ジェネリック医薬品は、新薬に比べて、一般的な価格は2～5割程度になるため、被保険者の負担が減り、医療費全体も抑えられます。
  - ・医療機関や薬局に行く際はお薬手帳をお忘れなく！お薬手帳を提示することで、薬の重複服用や不適切な飲み合わせを防ぐことができ、また、調剤費が安くなる場合があります。
  - ・加西市は、こども医療費の無料化など福祉医療制度の充実を図っており、医療機関を受診しやすい環境にあります。緊急時以外は診療時間内に受診するよう心がけてください。
- ※適正な受診を心がけていただくことで、病気の早期発見・予防ができ、加入者皆様の健康が保たれます。医療費の増加を抑えることは国民健康保険税の引き上げ抑制につながりますので、一人ひとりが健康管理に努めていただければ幸いです。
- 問合先／国保医療課 ☎ 42-8721

## 令和2年度 後期高齢者医療保険料

問合先／国保医療課 ☎ 42-8721  
県後期高齢者医療広域連合 ☎ 078-326-2021

保険料は、兵庫県後期高齢者医療広域連合により、2年ごとに見直されています。令和2年度は広報6月号にて、お知らせしましたとおり、医療費の増加などにより、均等割額、所得割率、限度額ともに引き上げられました。7月中旬に決定通知書を送付します。

### ●新しい被保険者証を送付します（8月1日更新）

7月中旬に送付する新しい被保険者証を、8月1日から医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

8月以降の一部負担割合は、同一世帯内の被保険者の令和2年度住民税課税所得と令和元年中の収入をもとに計算されています。なお、世帯の異動や所得の更正により、変更されることがあります。

### ●入院や高額な外来診療を受診するとき

負担割合が1割で「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当する方（世帯員全員が住民税非課税）は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、負担割合が3割で「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する方は「限度額適用認定証」を、医療機関等の窓口で被保険者証とともに提示することで、1カ月間の窓口支払（医療機関等ごと）が、外来・入院とも限度額までとなります（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く）。「低所得Ⅰ・Ⅱ」の方は、入院時の食事代等も減額されます。「減額認定証」「限度額認定証」は毎年8月1日更新です。現在、証をお持ちで8月以降も対象となる方には、7月中旬に被保険者証と一緒に送付します。区分等詳細は、お問い合わせください。

## 加西ふーど記「とってもおいしい」スタンプラリー

問合先／加西市観光まちづくり協会 ☎ 42-8715  
fax42-8745 kyokai@kanko-kasai.com

加西ふーど記に掲載されている店舗を巡る「加西ふーど記スタンプラリー」を開催します。今年は賞品をボリュームアップしています。加西のおいしいを楽しんで、店舗を応援してください。



- 開催期間／7月1日(水)～11月30日(月)（5ヵ月間）
- 対象店舗／「加西ふーど記」に掲載されている75店舗
- 内容／①期間中に、掲載店舗を3ヵ所以上巡り、飲食、購買等を行う。
- ②応募はがきに異なる店舗印を3つ集め、ポストへ投函、各店舗もしくは加西市観光まちづくり協会（市文化・観光・スポーツ課内）または、加西市観光案内所（北条町駅内）に持参する。（期間中何度でも応募可）
- ③応募はがきの中から毎月抽選で、掲載店舗で使用できる1万円分のお食事券が1人、3千円分のお食事券が5人に1人必ず当たる。